

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

ゴールデンウィークになり、ようやく暖かな日が続いております。ゴールデンウィーク中はどこの行楽地も人だらけでしょうから、近くの公園で子どもと遊んで過ごそうと思っております。

さて、前回に引き続き今回も自動車の任意保険のうち人身傷害補償保険について考えてみましょう。

平成22年4月

弁護士 鼓 茨 秀 夫

事務局 川端広美・井上はるみ

知っておきたい！！ 任意保険の種類と内容③ ＝人身傷害補償保険と 損害賠償請求権との関係＝

(問) 私は人身傷害補償保険に加入していますが、私にも過失がある場合、人身傷害補償保険と加害者に対する損害賠償請求権との関係はどうなりますか。請求の順序や総取得額について教えてください。

(答え) 人身傷害補償保険の保険金を先に取得する方法と加害者に対する損害賠償金を先に取得する方法があります。

総取得額がいくらになるか、人身傷害保険会社が先に保険金を支払った場合、その会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲などについては、現段階では判例や保険会社の取り扱いはまだ定まっていません。

具体的に検討すると、たとえば、ある交通事故で被害者が怪我を負い、訴訟上の損害額が1000万円、人身傷害保険の算定額が700万円、被害者の過失が20%とします。損害賠償請求権の金額は800万円で、過失相殺分は200万円となります。この場合に、被害者が人身傷害保険金を先に取得したとします。近時のいくつかの裁判例では、人身傷害保険金を支払った保険会社が代位取得する被害者の加害者に対する損害賠償請

(右上へ)

求権の範囲について、「保険会社は、支払った人身傷害保険金が訴訟における被害者の過失割合に対応する損害額を上回るときにはじめて、その上回る額についてのみ、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する」という考え方(訴訟基準差額説)を採用しています。

この考え方によると、本件では、保険会社は、人身傷害保険金(700万円)が被害者の過失割合に対応する損害額(200万円)を上回る額(700万円-200万円=500万円)について、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得します。そのため、被害者は、人身傷害保険金を受領したことで、加害者に対し請求できる損害賠償請求額が800万円-500万円=300万円となります。結局、この場合、被害者は、保険会社から受け取った保険金700万円と加害者から受領する損害賠償金300万円の合計1000万円を受け取ることができ、損害額の全額を受け取ることができることとなります。

同様のケースで被害者が損害賠償金を先に取得した場合にはどうなるかという点についても判例や保険実務は明確になっていません。

このあたりは難しいところなので、このような問題に直面された場合には、弁護士に相談されることをお勧めします。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊞)